

# 令和8年（2026年）熊本市公共交通空白地域等における デマンド型乗合タクシー運行事業者募集要項

## 1 目的

熊本市公共交通基本条例に基づき、公共交通空白地域等の解消のためデマンド方式の乗合タクシーを運行させる。

## 2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1  
熊本市都市建設局 交通政策部 地域交通支援課（本庁舎11階）  
電話 096-328-2259（直通）

## 3 業務概要

- (1) 本市が定めた運行区域を走行する。
- (2) 運行形態は、事前の電話予約があった時のみ運行するデマンド方式とする。
- (3) 運行便は、1日往路復路各4便（計8便）運行し、毎日運行とする。  
※12月29日～翌年1月3日を除く  
※「山本号」については、日曜・祝日を運休とする。
- (4) 本市が定めた運行ダイヤを基準に運行する。
- (5) 運行に使用する車両は、事業者が保有する車両とする。
- (6) 定員を超える予約があった場合は、追加車両を配車すること。

## 4 補助内容

熊本市公共交通空白地域におけるデマンド型乗合タクシー運行事業者補助金交付要綱、熊本市天水・河内みかんタクシー運行補助金交付要綱、オレンジタクシー運行補助金交付要綱、熊本市植木乗合タクシー運行補助金交付要綱に基づき、運行費と利用料金の差額を事業者へ補助する。

※令和8年度（2026年度）に予算措置があった場合のみ。

## 5 募集対象路線

- (北区) ほたる号、宝の湯号、やまびこ号、山本号  
(西区) サンサン号、2・7ふれあいタクシー、池辺寺号、大将陣タクシー、  
沖新のり愛タクシー、芳野さくら乗合タクシー、オレンジタクシー、みかんタクシー  
(南区) 釈迦堂号、ながなす号、西南号、さくら号、みどり号、杉上号、畠口乗合タクシー  
てんめい乗合タクシー、中緑乗合タクシー

※各路線の運行区域、ダイヤ等については別紙運行チラシのとおり。

ただし、協議会等での協議結果及び接続するバスやJRのダイヤ改正に伴い変更の可能性がある。

## 6 運行期間(1路線につき)

- |               |             |       |   |             |        |
|---------------|-------------|-------|---|-------------|--------|
| (1) 事業者が1社の場合 |             |       |   |             |        |
|               | 令和8年（2026年） | 4月1日  | ～ | 令和9年（2027年） | 3月31日  |
| (2) 事業者が2社の場合 |             |       |   |             |        |
| 上半期           | 令和8年（2026年） | 4月1日  | ～ | 令和8年（2026年） | 9月30日  |
| 下半期           | 令和8年（2026年） | 10月1日 | ～ | 令和9年（2027年） | 3月31日  |
| (3) 事業者が3社の場合 |             |       |   |             |        |
| 前期            | 令和8年（2026年） | 4月1日  | ～ | 令和8年（2026年） | 7月31日  |
| 中期            | 令和8年（2026年） | 8月1日  | ～ | 令和8年（2026年） | 11月30日 |
| 後期            | 令和8年（2026年） | 12月1日 | ～ | 令和9年（2027年） | 3月31日  |

## 7 応募資格

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされ

ていること。

- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本交通圏内を営業区域としている者。
- (5) 運行を希望する区域において、道路運送法第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者又は、前述の許可等を運行開始日前までに取得できる見込みのある者。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有していること。

## 8 応募手続

### (1) 提出書類

- ① 熊本市公共交通空白地域等におけるデマンド型乗合タクシー運行事業者申請書（様式第 1 号）
- ② 会社定款・会社案内及び法人の概要がわかるもの。
- ③ 登記事項証明書（受理日から起算して 3 か月以内に発行されたもの（法務局発行）  
※現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出してください）
- ④ 消費税及び地方消費税の未納がないことの証明（納税証明書「その 3」その 3 の 3 でも可）  
※ただし熊本市税の証明は⑤で照会をかけるため不要
- ⑤ 市税滞納有無調査承諾書（様式第 2 号）
- ⑥ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第 3 号）
- ⑦ 運行管理者資格者証の写し
- ⑧ 運行する区域が明記された、一般乗合旅客自動車運送事業許可書の写し。（区域変更等を行っている場合は、道路運送法第 15 条に定める事業計画の変更認可書の写しを併せて提出すること）  
※尚、⑦及び⑧について、応募手続を行う時点で、提出できない事業者については、決定した運行期間の開始日前までに、上記資格者証及び許可書等の写しを提出すること。

(2) 提出部数 ①、⑧路線ごとに 1 部、②～⑦ 1 法人 1 部

(3) 提出期間 令和 8 年（2026 年）2 月 1 3 日（金曜日）～令和 8 年（2026 年）2 月 2 7 日（金曜日）

(4) 提出方法 持参及び郵送

（郵送する場合は、令和 8 年（2026 年）2 月 2 7 日（金曜日）までに必着とする）

(5) 提出場所 2 の担当部局

## 9 資格審査

(1) 資格審査の結果については書面により通知する。

(2) 資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、資格がないと認めた理由について書面により説明を求められることができる。

## 10 事業者の決定

事業者の決定は、資格審査の結果をもとに、資格を有する事業者の中から行う。但し、運行を担う事業者は 1 路線につき 3 事業者までとする。

同一路線・期間に複数の申請があった場合は、くじ引きによる抽選にて運行事業者を決定する。抽選の日時については、別途通知する。1 回目の公募において、申請がなかった場合又は応募した路線を運行する為に必要な一般乗合旅客自動車運送事業の許可や区域の認可を受ける事が出来なかった場合は、当該路線の再公募を後日行う。

なお、事業者決定後の辞退は原則認めない。辞退する場合は全路線について辞退とする。